

平成 21 年 3 月 26 日

指定障害福祉サービス事業者 様

仙台市健康福祉局障害者支援課長

障害者自立支援法（訓練等給付費）における暫定支給決定の導入について（通知）

平素は、本市障害福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について平成 21 年 4 月 1 日から実施いたしますので、暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をしたときは、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、下記によりご報告をお願いいたします。

記

1 暫定支給決定について

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適正なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととされております。

対象となるサービス：自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援，就労継続支援 A

2 手続きについて

提出書類 暫定支給決定期間の利用にかかる評価結果報告書

添付書類 アセスメント内容，個別支援計画（注）及び支援実績

（注）個別支援計画の内容に、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、訓練の目標及びその達成時期等を記載願います。

提出先 各区役所障害高齢課障害者支援係

暫定支給決定期間が満了する概ね 3 週間前までに提出願います。また、暫定支給決定期間後のサービス利用の継続が困難な利用者については、利用者が適切なサービス等を選択できるよう、関係機関と連携して必要な支援をお願いいたします。

担当：施設支援係

電話 214-8188